ii　疑似負荷は、水とし、表二の上欄に掲げる疑似負荷質量とする。

表二　疑似負荷質量と試験容器の仕様

疑似負荷質量M（グラム）	試験容器の仕様
二百八十五	日本工業規格R三五〇三（化学分析用ガラス器具）に規定する外径百五十ミリメートル、高さ七十五ミリメートルの結晶皿
二百四十五	
百二十五	日本工業規格R三五〇三（化学分析用ガラス器具）に規定する外径九十ミリメートル、高さ四十五ミリメートルの結晶皿
百八十五	日本工業規格R三五〇三（化学分析用ガラス器具）に規定する胴外径六十六ミリメートル、高さ百三十五ミリメートルのトールビーカ

iii　試験容器は、表二の上欄の疑似負荷質量に応じて、下欄に掲げる試験容器を使用すること。また、その質量m（グラム）を測定する。

iv　食味の評価を上げる目的で付加的な機能を設けている機器であって、消費者によってその機能をＯＮ／ＯＦＦできる場合は、付加機能をＯＦＦにして測定することができる。

v　電子レンジ庫内の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナス二℃とする。

vi　試験を続けて行う時には、一回目の試験が終了後、二回目の試験は、強制冷却を最低十五分間行い、実施する。

vii　疑似負荷と試験容器の質量M_{10}（グラム）を測定する。

viii　疑似負荷及び容器の試験開始前温度を十プラス・マイナス一℃とし、電子レンジ庫内の皿を幾何学的中心に置く。

ix　電子レンジ機能を用いて、疑似負荷の温度を七十プラス・マイナス二℃に加熱する。

x　電子レンジの出力設定は、手動でできる最高出力で測定する。

xi　加熱後、速やかに疑似負荷を攪拌し、疑似負荷温度T_{70}℃を測定する。また、疑似負荷と容器の質量M_{70}（グラム）とその加熱に要した消費電力量A_{1070}（ワット時）を測定する。

（Ⅱ）　オーブン機能の一回当たりの消費電力量は、次の方法により測定した消費電力量とし、二回測定した測定値の平均値とする。ただし、二回の測定値の平均値と二回の算出値を比べ、その乖離がプラス・マイナス一・五パーセント以上ある場合は、更に測定を二回追加して行い、計四回の測定値の平均値とする。

i　電子レンジ庫内の試験開始前の温度は、二十三プラス・マイナス二℃とすること。

ii　電子レンジの庫内は、空とし、庫内に負荷及び受皿は入れないこととする。ただし、受皿を載せて回転する回転台を持つものにあっては、回転台を取り付けた状態とする。

iii　熱電対の取付位置は、別表第二（第二条関係）十四（二）による幅、奥行、高さの二分の一の庫内中心とする。

iv　オーブン庫内の温度が、初温より百七十七（ケルビン）上昇するまでの消費電力量をB1（ワット時）とし、その後継続して、その状態を二十分間保持した間の消費電力量をB2とし、B1とB2を合算した値とする。

v　ただし、機種によっては、温度設定機構上、温度を一定にすることが困難な場合がある。その場合は、原則として初温より百七十七（ケルビン）上昇した温度を挟む二点の保持温度及び消費電力量を測定し、直線補間により初温から百七十七（ケルビン）上昇した温度の消費電力量を算出することとする。なお、百七十七（ケルビン）上昇した温度を挟む二点が取れない機種の場合は、その機種で選択できる百七十七（ケルビン）上昇した温度に最も近い温度設定の二点を取ることとする。いずれの場合も、次の式に基づき、初温から百七十七（ケルビン）上昇した温度の消費電力量を算出する。

$$B = B_L + (B_H - B_L) \times (T - T_L) / (T_H - T_L)$$

この式においてB、B_L、B_H、T、T_L及びT_Hは、それぞれ次の数値を表すものとする。

B：初温より177（ケルビン）上昇した温度の消費電力量（ワット時）

B_L：低温度側保持の消費電力量（ワット時）

B_H：高温度側保持の消費電力量（ワット時）

T：初温より177（ケルビン）上昇した温度（℃）

T_L：低温度側保持温度（℃）

T_H：高温度側保持温度（℃）

（Ⅲ）　一時間当たりの待機時消費電力量は、電子レンジに交流電源が供給されている状態で、かつ、調理をしていない状態において、以降機器の状態に変化が起こらない安定状態で、一時間測定した消費電力量の数値とする。

（Ⅳ）　（Ⅰ）から（Ⅲ）までの測定は、次に定める条件の下で行うものとする。

i　周囲温度は、二十三プラス・マイナス二℃とする。

ii　機器は、厚さが十ミリメートル以上の表面が平らな木台の上に通常の状態で設置する。

iii　電源電圧は、百プラス・マイナス一ボルト、電源周波数は、五十プラス・マイナス〇・一ヘルツ又は六十プラス・マイナス〇・一ヘルツとする。

iv　秤は、〇・一グラムまで計測可能なものとし、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス〇・五％以内を確保すること。

v　電力量計は、測定値に対する相対誤差の大きさとしてプラス・マイナス二パーセント以内を確保すること。

vi　温度計は、日本工業規格Ｂ七四一一―一（一般用ガラス製温度計―第一部：一般計量器）表四のＭの温度計又は同等品を使用すること。

vii　熱電対は、日本工業規格Ｃ一六〇二（熱電対）に規定する種類Ｋのもの、かつ、クラス一のものを使用すること。

（八）　使用上の注意の表示に際しては、次に掲げる事項を製品の形状又は品質に応じて適切に表示すること。ただし、該当する事項がない場合は、この限りでない。

イ　使用方法に関する注意事項

ロ　点検・手入れに関する注意事項

ハ　設置に関する注意事項

（九）　表示には、表示した者の氏名又は名称を付記すること。

（十）　表示は、電子レンジごとに、消費者の見やすい箇所に分かりやすく記載してすること。ただし、使用上の注意については、本体又は取扱説明書に表示すること。

七

電気コーヒー沸器

（一）　種類の表示に際しては、その種類を示す用語を用いて適正に表示し、特にその種類が次の表の上欄に掲げる種類であるときは、それぞれ同表の下欄に掲げる用語を用いて表示すること。ただし、ドリップ式のものについては、水を入れる容器（以下「水容器」という。）がヒーター部分と一体であるものにあっては「水容器一体型」の用語を、水容器がヒーター部分から着脱できるものにあっては「水容器着脱型」の用語を「ドリップ式」の用語の次に括弧書きで付記しなければならない。

種　類	用　語
バスケットのコーヒー粉に熱した水を滴下し、浸透させ、自重によりコーヒー液を抽出するもの	ドリップ式
バスケットのコーヒー粉に水蒸気等の圧力で熱した水を浸透させ、強制的にコーヒー液を抽出するもの	エスプレッソ式